

## 平成29年由仁町議会第3回定例会 第1号

平成29年9月8日（金）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、総務文教常任委員会道内行政視察報告
  - 4、平成28年度由仁町健全化判断比率の報告
  - 5、平成28年度由仁町資金不足比率の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 平成28年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について
- 8 認定第 3号 平成28年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について
- 9 議案第 1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について
- 10 議案第 2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 3号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について
- 12 議案第 4号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 5号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 15 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 16 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 17 議案第 9号 教育委員会委員の任命について
- 18 会議案第1号 議員派遣について
- 19 意見書案  
第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について
- 20 意見書案  
第2号 教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出について
- 21 意見書案  
第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 22 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君  
1番 羽 賀 直 文 君  
3番 加 藤 重 夫 君  
5番 浮 田 孝 雄 君  
7番 大 竹 登 君

副議長 9番 吉 田 弘 幸 君  
2番 早 坂 寿 博 君  
4番 後 藤 篤 人 君  
6番 佐 藤 英 司 君  
8番 井 村 勇 夫 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
保	健	福	野	田	友	二
建	設	水	伊	藤	一	廣
町	立	病	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時32分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成29年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 大竹君、8番 井村君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月6日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、初めに報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として平成29年度各会計補正予算5件、組合規約の変更3件、人事案1件、平成28年度決算認定議案3件の計12件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案3件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計5件であります。

続きまして、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第5号及び議案第9号、会議案、意見書案については単独上程といたします。議案第6号から議案第8号については一括上程といたします。認定第1号から認定第3号についても一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問については、1日目の8日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、8日は日程第1から日程第13まで、2日目、14日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月8日から9月14日までの7日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの7日間とすることに決定をいたしました。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成29年度7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の総務文教常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、4の平成28年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成28年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、5の平成28年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項の規定に基づき、平成28年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成29年第2回定例会以降の行政事務についてご報告いたします。

まず、第1点目は、石狩東部広域水道企業団からの受水に係る料金単価の改正についてであります。石狩東部広域水道企業団は、平成27年度の千歳川系施設の用水供給開始か

ら2年が経過したことから、その経営実績を踏まえ、第10次財政計画書に定めた水道用水供給料金単価の妥当性の検証を行ったところであります。その結果、料金単価の改定を千歳川系と漁川系の施設系統別にまとめ、企業団における水道事業管理者会議及び構成団体長会議を経て、水道用水供給条例の一部を改正する条例を8月16日開会の平成29年第2回石狩東部広域水道企業団議会定例会に提案し、可決されたところでございます。なお、料金単価の改定は、平成30年4月1日からの施行で、当町が受水している千歳川系の単価は、基本料金が1立方メートルにつき126円が116円に、使用料金が1立方メートルにつき25円が19円に、それぞれ減額改定されることになっており、この改定によりまして水道事業会計の受水費は年間でおおよそ1,900万円の減額となるものであります。

第2点目は、夕張鉄道株式会社に対する地域公共交通の確保等についての要請書の提出についてであります。本年6月、夕張鉄道株式会社の管理課長が来庁し、由仁駅前7時16分発、新さっぽろ駅前行きの1便を10月1日から減便するとの報告がありました。この便の利用者に対しては、既にバスの車内や停留所において周知しているとのことであります。減便の理由は、利用者の減少はあるものの、運転手を確保することができない、このことが一番の要因とのことであります。町民の利用実態について調査を行ったところ、高校への通学で利用している学生が数名、毎日ではありませんが、一般の方の利用も数名あることがわかりました。利用している町民がいることから、何とか現状の運行本数を維持できないかと、去る8月26日に夕張鉄道株式会社本社に出向きまして、黒澤社長へ次の2点を要請してきたところであります。第1点目は、現状の運行本数を維持していただきたいということ。第2点目は、今後減便などを行う際は、決定してからではなく、事前に情報提供をいただきたいということであります。以上2点、当町の公共交通機関を維持していく上で重要となる事項を直接要請してきたところであります。今後もバス事業者とは密に情報交換を行ってまいらる次第であります。

第3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。ことしは降雪も少なく、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。しかしながら、6月の曇天多雨の影響により、水稲については生育が停滞し、また畑作物についても生育におくれが見られました。その後は天候に恵まれ、水稲はややおくれているものの、畑作物についてはおおむね平年並みと順調に進んでいるところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所によりますと、9月1日現在の農作物生育状況等調査によりますと、水稲につきましては平年より生育が3日程度遅く、穂数は平年より少ない状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が8月31日に行った稔実調査では、作付品種などにより若干の差はあるものの、総もみ数は平年を5%下回る1平方メートル当たり2万9,707粒、不稔割合は平年をやや下回る7.7%、稔実もみ数は平年を5%下回る見込みとなっております。今後の気温の回復によって登熟歩合の向上と千粒重の増加が期待でき、平年作以上の作柄が大いに期待されるところであります。次に、秋まき小麦につきましては、5月の好天により生育が進み、6月に入り曇天多雨の影響により登熟におくれが見られましたが、穂数は平年並みとなり、収穫作業は既に完了しております。そらち南農業協同組合によりますと、湿害

などで適正穂数の確保が困難なほ場や、一部で立ち枯れ症状や黄化症状……葉が黄色になる症状のことであります。黄化症状の発生も見られましたが、製品単収は平年並みの8.3俵となり、品質については全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましては、5月の好天により生育は順調に推移し、6月に入りまして同様に曇天多雨の影響により登熟にややおくれが見られましたが、穂数は平年を上回り、製品単収は平年をやや下回る4.9俵となりましたが、品質については全量1等となる見込みであります。バレイシヨにつきましては、6月の断続的な降雨と7月の高温により、全体的に小玉傾向となっております。球が小さいようであります。生育状況、総収量も平年並みとなる見込みであります。既に収穫作業が始まり、共選も7月31日からスタートしているところであります。次にてん菜につきましては、草丈、葉数及び根周……根の大きさであります。平年をやや下回っておりますが、生育はほぼ平年並みとなっております。大豆につきましては、一部で倒伏が見られますが、草丈は平年を上回り、着莢……さやのつき方であります。着莢は良好であります。タマネギにつきましては、一部ほ場で湿害の影響も見られますが、球は平年よりもやや大きい状況となっており、収穫作業は平年より早く開始されております。今月の中旬ごろから水稻の収穫作業も本格的に始まります。今後の気象状況が心配されるところでありますが、いずれの農作物についても順調に収穫を終え、豊穰の秋になりますことを期待しているところであります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の由仁高校線歩道造成工事は、6月22日に着工し、現在歩道路盤工事の作業中で進捗率は75%であり、本年10月20日に完成の予定となっております。由仁南1号線道路改築工事は、7月25日に着工し、現在側溝工事の作業中で進捗率は16%であり、11月30日に完成の予定となっております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区処理施設第1工区工事は、7月31日に着工し、現在機器の現地調査中で進捗率は5%であり、来年3月9日に完成の予定となっております。最後になりますが、由仁町立病院の町立病院病床転換等改修工事は、8月4日に着工し、現在耐震化工事の作業中であり、来年2月14日に完成の予定となっております。

地域公共交通の確保等について、私の報告に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。夕張鉄道株式会社本社への要請書の提出、8月26日と申し上げましたが、8月28日の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

行政報告は、以上4点でございます。

○議長（熊林和男君） 議場が暑くなっておりますので、上着を脱いで議場に臨んでも結構です。

次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成29年第2回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、ゆめっく21ジュニア海外派遣事業についてであります。本事業につきま

しては、本年度も昨年度に引き続きオーストラリア大陸の南に位置するタスマニア島、タスマニア州の州都であるホバート市を派遣先とし、由仁中学校2年生を対象に応募のあった女子5名を派遣団員として、7月22日から7月31日までの10日間の日程で実施したところであります。派遣団は、当町の5名のほか長沼町の中学生8名とむかわ町の中高生8名、これに引率者である北海道オーストラリア協会の研修コーディネーター3名の計24名で構成されることとなり、他町との生徒間交流も図られたところであります。当町の派遣団員につきましては、出発前の5月から7月までの約2カ月間、ALTによる英会話レッスンを初めとして、オーストラリアと日本の伝統文化や習慣の違いなどについて学習するとともに、この事業を通じて自分自身がどのように成長したいかなど個々の目標を設定するなど、積極的に事前研修に取り組んだところであります。現地で受け入れ先となった学校、マキロップ・カトリックカレッジは全校生徒が約600名の中高一貫校であります。生徒の約半数が日本語の勉強に取り組んでいる学校でもあることから、事前研修時から英語はもとより正しい日本語を使うことが求められていたところであります。

本事業では、現地の学校生活や同じ学校へ通う生徒宅でのホームステイなどを通じて、英語によるコミュニケーションの楽しさや難しさ、異国の文化や風土の違いについて直接肌で感じ、より一層理解を深めるとともに、グローバルな視点で物事を捉え、思考する一つのきっかけづくりとなったものと考えております。派遣の成果につきましては、8月末から実施しております事後研修において報告書としてまとめ、町広報でお知らせする予定であります。

次に、第2点目は、平成29年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月18日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は、国語A、国語B、算数A、算数Bの4教科、中学校におきましては国語A、国語B、数学A、数学Bの4教科で、それぞれAは基礎問題、Bは応用問題となっております。この調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきましては、小中学校8教科中全教科で全国平均を下回りましたが、全国の平均正答率との差が5教科で縮まり、改善の傾向が見られております。しかしながら、全国平均を下回った教科のうち3教科につきましては全国との差が広がっている状況が見られたところであります。次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては4教科全てにおきまして全道及び全国平均を下回る結果となっております。一方、中学校につきましては、国語A、国語Bでは全道及び全国平均を下回っておりますが、数学Bでは全国平均をやや下回るものの全道平均を上回り、また数学Aにおきましては全道及び全国平均を上回る結果となっております。教育委員会といたしましては、今後各学校におきまして調査結果の詳細な分析を行い、子供たち一人一人に確かな学力を身につけさせるための実効性の高い取り組みを進め、学力向上に向けた改善策を講じていただくよう指導してまいりたいと考えております。

教育行政報告は、以上2点でございます。



○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、3名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○3番（加藤重夫君） 小中一貫教育について教育長にお伺いします。

平成28年度4月より小学校から中学校までの9年間を一貫した学習指導や児童生徒の指導を行う小中一貫教育が制度化されました。当町も学校の統廃合などにより、平成24年4月には新由仁中学校を開校、平成29年4月には新由仁小学校が開校され、平成29年度から小学校1校、中学校1校の新たな学校教育制度が始まったことから、より一層連携して一貫性、連続性のある学校教育が必要と思いますが、小中一貫教育についてはどのように考えているのか、教育長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育についてであります。平成27年6月に学校教育法等が一部改正され、平成28年4月から施行されている小中一貫教育の制度につきましては、既存の小中学校に加えまして、義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢をふやし、設置者が地域の実情を踏まえ主体的に判断して、小中一貫教育を円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることを目的として導入されたものでございます。

小中一貫教育の導入により、小学校6年間と中学校3年間の義務教育期間である9年間を一体的に捉えた教育課程を編成し、系統性、連続性に配慮した教育を行いますことは、義務教育の目的や目標を掲げる資質や能力、態度などをよりよく養う上で意義があるものというふうに考えております。

また、当町においても課題とされております学力や体力の向上、生活習慣の改善に資することはもとより、いじめや不登校の未然防止、教職員の指導力向上、地域とともにある学校づくりなどの観点から効果が期待できるものと認識しているところでございます。

いわゆる小中一貫教育には大きく2つの形態があり、1つは一人の校長のもとで一つの教職員組織により一貫した教育課程を編成、実施する9年制の学校で教育を行う形態である義務教育学校、もう一つは組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態である小中一貫型小学校・中学校であります。

当町においては、学校統合により町内の小中学校が各1校体制となり、また両校の位置が隣接していることは、国が示しておる小中一貫型小学校・中学校の中でもそれぞれの小中学校施設を活用して小中一貫教育を進める併設型のイメージに合致しており、小中一貫教育に取り組みやすい状況が整ったものというふうに考えております。したがって、

小学校と中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を行う小中一貫教育は、当町の子供たちによりよい教育環境を提供できるものと考えておりますので、その導入について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○3番（加藤重夫君） 前向きな検討のように伺っております。

本日の報告書にもありますけれども、先月の8月2日に総務文教常任委員会で小清水町へ小中一貫教育について行政視察研修を4名の議員で行ってまいりました。小学校も立派な小学校で、中学校までの距離は約1.5キロぐらいあったと思います。今年度4月から小中一貫教育を実施しておりました。小学校、中学校それぞれ校長先生、教頭先生を置く施設分離型で実施しておりました。実施状況ということで、小学校6年生が中学校校舎になれて中学校生活への滑らかな移行ができるように、年15回ほど中学校登校を実施するというところでございました。授業は、あくまで小学校の内容で、中学校の一部の教科担任も授業に参加して、部活動の体験入学も行うということでございました。小中学校の教員がそれぞれ相互に乗り入れて、例えば中学校の教員が小学校で英語を教えたり、小学校教員が中学校の家庭科で授業を行うなど、相互の理解を深めていきたいということでございました。

それで、話ちょっと変わりますけれども、新聞報道等で都市部で特例で設置した小中一貫校のうち4割が学力が向上したという調査結果が新聞等に載っておりました。また、小中一貫校が一斉に進めば教員が十分確保できない可能性もあるとのことでしたが、これも多分労働時間等のことも要因の一つになっているのかなと私は思いますけれども、教員確保については教育長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 平成26年に文部科学省が小中一貫校を対象とした実態調査、アンケート調査ですけれども、それによりますと児童生徒につきましては学習意欲の向上ですとか学習習慣の定着、コミュニケーション能力の向上などに成果があらわれているというふうに報告されております。また、学校や教職員につきましては、指導方法を改善する意欲の向上ですとか、小中学校間でのお互いのよさを取り入れる意識の高まりなどの成果が見られると言われている一方で、小中学校間の打ち合わせの時間の確保だとかコーディネーターする担当者の確保に課題があるというふうに挙げられております。教職員の確保についてという観点から申しますと、先ほど申し上げました義務教育学校、一つの学校で9年間を過ごすというタイプでありますと、小中学校の両方の免許を所有している者が原則配置ということになりますので、この形態が一斉に進めば、両方の免許を持っている教員というのは限られておりますので、配置可能な教職員が困ると、不足するということが懸念されますが、当分の間は小学校、中学校のどちらかの免許を持っていればいいというふうになっておりますので、当面は大丈夫だというふうに思っております。また、当町で、

先ほど申しあげました想定しておるのは小中一貫型の小中学校でありまして、この形態におきましてはそれぞれの所属する学校種の教員免許を持っていればいいということですので、当面そういう問題は生じないというふうに考えております。ただ、いずれにしましても小中一貫教育を施す上では両方の免許を持っているほう、併有しているほうが望ましいと考えておりますので、今後教職員の人事の協議を行う際にも任命権者に対してその辺の配慮について要請してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○3番（加藤重夫君） 最後に、当町の小学校、中学校の教員の連携や一体感がさらに重要になってくるのではないかと思います、その教職員の連携ですね、それは教育長、どうお考えしているのかをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員ご指摘のとおり、教職員の意識というか連携ですとか、教職員一人一人のそういう意識を高めていくというのが非常に大切なことだというふうに思っております。実は、今年度7月に北海道立教育研究所という施設から講師を招いて、講師の派遣をいただいて、小中連携一貫教育に関する研修会を小中学校教員合同で実施したところであります。こういうところで連携感が高まってくるのかなというふうには思っておりますので、今後とも小中学校教職員の一体感の醸成について、いろんな方法を使って高めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○3番（加藤重夫君） 当町の教育の一層の充実を望みまして、私、これで質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、農業振興と後継者育成についてお尋ねをいたします。

由仁町の基幹産業でもある農業を取り巻く環境は厳しく、輸入農産物の増加と価格競争、米価の下落、産地づくり交付金等の推移など、将来展望に対する不安と不透明感は増すばかりだと思われまます。

農家の人たちにお話をお聞きしますと、このままでは借金ばかりが残されてしまうのではないかと、新規就農者の育成も5年間で補助打ち切りでは十分な効果が出ないのではないかと、地産地消対策の充実を、基盤整備の仕事がめっきり減ってしまったなど、切実な声が寄せられております。

農業振興政策は国の施策によるものが多く、町単独では難しい面も多々あるものと思

ます。困難な状況の中でも、最近は新規就農を目指す意欲ある若者たちのUターン、Iターンもようやくふえ始めてきているとも聞いております。一方で、意欲はあっても大規模農業を経営するには相当高額な資金も必要で、お金がなければ断念せざるを得ないケースも懸念されます。こうした現状を踏まえ、例えば大規模経営を目指しながらも、大規模経営でなくてもハウスによる野菜栽培とかイチゴなど特産物の栽培育成など、由仁町に似合った農業振興を図るためにも後継者育成は重要かと思えます。町長の見解を伺いたいと思えます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

近年、当町の基幹産業であります農業は、農業従事者の減少や高齢化が進むなど、農業生産力、さらには農村地域社会の活力の低下が懸念されており、すぐれた農業生産基盤がその持つ力を最大限に発揮していくためには、意欲にあふれた担い手の確保、育成が重要であると考えているところであります。

当町における農業経営の実態としましては、由仁町農業委員会が平成28年に実施いたしました農地流動化に関する意向調査による、その結果によりますと、農業後継者がいない農家は約7割を占めているという結果となり、後継者不足の状況が続いているところであります。しかしながら、その一方で当町における農家子弟のUターンを含めた新規就農者の数につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間で見ますと、新規学卒者が10人、Uターンが11人、新規参入が4人と、年間5人程度で推移しているところであります。

次に、新規就農者に対する支援制度につきましては、まず国では平成24年度から青年就農給付金制度を設け、青年の就農意欲の喚起、就農後の定着促進を図るため、給付金を給付しているほか、新規就農者等に対して関係機関、団体と連携した就農啓発や就農相談、就農支援資金の貸し付けなど、就農についてさまざまな施策が展開されているところであります。当町におきましても、この青年就農給付金制度を活用し、現在3名が新規就農をしているところであります。この制度につきましては、経営開始から最大5年の給付支援であり、収益を確保し、持続的な農業経営を展開できる農業者の育成のためには、国では今年度から経営開始から2年目が終了した時点での中間報告の実施や経営・技術、営農資金、農地のそれぞれの課題に対応できるよう、関係者で構成するサポート体制の構築を義務づけることとした農業次世代人材投資制度に改め、農業後継者の育成、確保に向けた取り組みがさらに強化されたところであります。

また、米の生産調整の見直しに伴い、主食用米に10アール当たり反7、500円を支払う米の直接支払交付金が廃止されるため、国では約7、000億円をの財源の活用方法が焦点となっており、さまざまな議論が展開されておるところであります。この財源を多様な担い手の経営対策のさらなる拡充に振り向けることも検討されていることから、この米政策の動向にも現在注目をしているところであります。

さらに、JAグループ北海道におきましては、既存の経営規模が小さいことにより、親

元就農をちゅうちょする農業後継者の懸念を払拭し、意欲ある農業後継者の親元就農を支援するなど、新規担い手倍増に向け農業後継者、新規参入希望者、既に就農している担い手を対象にした担い手確保・育成支援事業を平成28年度から3年間実施しているところであります。

当町としましては、町内の若手農業者の育成とともに、経営移譲の促進、さらには農業以外からの地域の農業法人への就職、新規就農など、当町の農業の将来を担う意欲と能力のある多様な後継者の育成が必要であると考えており、議員ご指摘のとおり意欲はあっても農業の自立経営をするには多額な初期投資が必要となってくるところであります。町といたしましては、引き続き国の就農資金や農業機械導入の助成事業などの活用を推進するとともに、新規就農を希望する方にとりまして効率的、効果的な支援が図られるよう、町内農業関係機関や農業者で構成する由仁町農業再生協議会を核としまして、他の市町村の新規就農者の受け入れ支援の内容、成功事例などを参考にしながら、また既に就農した農業後継者の声にも耳を傾け、後継者の育成に努めてまいります。

大変申しわけございません。米の直接支払交付金の廃止に伴う財源でございますが、国では約700億円の財源でございます。私、7,000億円というふうに申し上げてしまいました。700億円の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 現行制度の中で精いっぱい努力しているという感じは受けまされども、新たな有効な対応策については模索しているというのがこの現状なのかなとも思われます。

そこで、お聞きしたいのですが、先ほどの5年間のあれが出されましたけれども、私も山柁の、ちょっと年数たちますけれども、イチゴ農家のあれから始まって、どういう業種でどういう人たちがどの程度参入してきているのかということと、また意欲を持って目指しながらも断念した人なんかがいるのかどうか。それらを踏まえて、新たな対応策というものも由仁町として具体的にどういう対応をとった事例があるのかということについて、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまのご質問の、いわゆる新規就農の由仁町の実態につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） それでは、ご質問の新規就農者、町長の説明の中で過去5年で4名いると申し上げましたが、その方の状況について簡単にご説明をいたします。

まず、平成24年度に山柁地区に就農されました、これはご夫婦2人での就農ということで、札幌市から由仁町のほうに来て、現在は1ヘクタール規模で施設野菜、具体的には

トマトというものですが、それを栽培して生産している方です。

次に、平成27年度、新規就農されました方、男性、これは独身の男性が1名、就農場所は山形地区の農地をお借りして就農しています。この方は、出身地は広島県からということで、今5反ほどの農地を借りまして、同様にトマト栽培。この方はミニトマトを中心に栽培をして頑張っておられます。

もう一名、これは平成27年度に就農をされました方、中三川地区で就農をされた方ですが、この方は新たに農業を始められたのではなくて、もともと四国の香川県でイチゴ栽培をしておりました。そこの香川県のイチゴの栽培、賃貸契約が切れるということで、どこか農地を探していて、縁がありまして当町にお越しをいただいてそのイチゴ栽培を続けておられるという方が1名。

新規就農、過去5年間の状況につきましては以上でございまして、やはり新たに入られる方、最初から大規模な農地を求めて、それから大きな施設、大型の農業機械というのはやはり困難ですので、小規模な農地をお借りして、そこで施設物の野菜、あるいは果物等を栽培して、営農を現在も頑張っているという状況でございます。

あと由仁町に就農しようと思って断念した事例ということでありますが、就農をしたいということで希望される方のご相談があります。そういった場合には、まず町のほうでもその方のいろいろ状況、内容、確認いたします。あわせて、同時に地元のJAさんや普及センターさんや、就農に係る機関さんといろいろこの方について就農が可能かどうかという議論をいたしまして、そこでマッチングしてちょうどよい、農業委員会にも協力をいただいて、お借りできる農地があるかどうかなども含めて検討してもらいます。今現在、農地につきましては買い手市場でございまして、なかなか余っている農地というのはないので、お借りするという農地もなかなかないというのが実情としてはございます。したがって、その方の経営規模、作付の内容、就農希望する農地の状況等々を勘案して、最終的にはちょっと断念といいますか、マッチングが調わないという方も実際にはございますし、運よくお借りできる農地もあり、資金も確保できて、由仁町に合った栽培を作付することができるという方に関しては、先ほど申しましたような形で由仁町に就農されているという状況でございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） いろいろ聞いていますと、Uターンの人でもなかなか若い人が農業をしながら結婚をして子育てをすると。そういう場合、他町村のケースを聞きましても、なかなか親と子育てが終わるまで同居というのを、これは長沼で聞いた例ですけれども、これから農業後継者なりUターン組の結婚をして育成していくということを考えると、住宅を別に確保してあげて、子育て終わるまでは嫁さんの農業労働の戦力として考えているようなところはなかなか難しいのではないかというふうなお話も聞いております。そういう点で、Uターンの人たちはじいちゃんなり親のところと一緒に住めるという環境はあるかと思えますけれども、特に新規就農を目指す方については、資金面でありますとか、住

むところでありますとか、生活を維持できるだけの年収を確保できるのかということ等、やっぱり将来についてのもうこれで自立してやっていける、そういう目鼻をつける上ではかなり難しい問題もあるかと思えますけれども、やはりそういう点も考慮した政策の充実も求められているのかな、そういうふうに思えますけれども、きめ細かな対応について、どう考えておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 由仁町の基幹産業であります農業、私は由仁町の農業というのは土地利用型だと思っています。完全な土地利用型の農業だと思っております。道央圏、札幌にわずか1時間というこの由仁町において、新たに農業以外の職から由仁町に転入してきて、大規模経営の農業を目指すという意欲がある若者と。でも、祖父母あるいは親が築いてきた農地を引き継いでも、なお大変苦しい農業を今まで展開してきた方と、新規参入で入ってきて、由仁町に来て大規模農業を目指すという方、意欲があっても決して同じテーブルの上で議論することはできないと私は考えております。

人口増加を図るために、私も何回も東京に行って由仁町への移住相談、希望する方の相談に対応してきました。相談者の3割は、新規就農を希望する方でした。北海道に行って農業をやりたいという方がたくさんいらっしゃいます。どちらかといえば、幻想を抱いていると言っても過言ではないと思います。本州は雪が降らないのです。北海道は雪降るのです。単純に考えて、本州で営農する2倍の土地が北海道には必要なのです。まず、そこから説明して、北海道で農業をやるにはこれだけ厳しいのですよということを新規就農を目指す異業種から参入には対応をしていかないとだめだと。先ほど産業振興課長が説明したのは、新規参入者に対しては聞き取り調査など行って、きちんと由仁町に転入されても農業をやっているような、そういった方を見きわめて、また国の制度などを活用して、しっかりと農業をやっていただく、そういうサポートを続けているということで、残念ながら今失敗をした例というのはほとんどないようなことを課長から報告をいたしました。現在は小規模、トマト、イチゴの園芸を使って営農を続けているという。これ大成功というわけではありませんが、一応きちんと生活はしているという段階になっているところでございます。

先ほど私申し上げましたけれども、後継者支援策というのは国、J A、北海道も含めまして、大きく分けて5種類、初期投資や作物転換、あるいは農地の取得などに対する、そういった支援制度が設けられているところであります。私の言葉が悪いのかもしれませんが。ほかの産業と比較して、これだけしっかりと支援制度が確立されている産業は、農業がまずトップだと思います。これは、やはり農業は国家の、まず国民の食を支える産業であると。そして、国土保全であります。国の重要な基幹であるからであると考えております。先ほど申し上げたのですけれども、これは親の財産をそっくり引き継いでUターンで営農を続けようとする後継者と異業種から由仁にやってきて農業を続ける後継者とを一緒くたにして、これを農業後継者として一くくりにして議論することは、私は難しいと思います。しかし、この両者に共通すること、これは農業だけではなくて、ほかの産業でも同じだと

思います。商業でも工業でも同じだと思います。今そういうふうによ仁町に来て仕事をしている、産業に従事する若者というのは、将来のよ仁町の担い手なのです。将来のよ仁町を背負っていく人間だと、若者であると私は理解をしております。どちらかというと、農業は農協青年部があるのです。これは、縦系列の組織であります。商工業者には商工青年部というのがあります。これも縦系列です。農協青年部に入る、そこで勉強する、経験を積む。積んだ方は、それぞれ農業5団体の何年か後には主要な中核的なメンバーとなって、やがてよ仁町の将来を支えていく人間だと。商工会も同じだと思っています。

今議員がご質問のように、他の市町村と同じように既存の後継者育成の制度の上にプラスするような形で、私どもは単独で財政的な支援を行うということは大変難しいと私は考えております。しかしながら、だからといっていいのかということ、私はこれは農業だけではなくて、よ仁町のまちづくりを担う後継者の育成という視点で、これらの若者たちが業種を超えてこの町の将来について語り合う、いわゆる横のネットワークを広げていくような育成を考えているところでございます。ことし、年度の始まりにお話ししたと思いますが、そういった後継者を育成するために間もなく募集を開始いたしますが、よ仁町の若者のネットワークを構成するために若者育成塾をこれから開講する予定であります。これは、業種を問いません。そういった若者、農業後継者だけではなくて、商工業に従事している若者らも一緒にテーブルに着いて、この町の未来について語り合う、勉強し合う。そして、よ仁町の農業、6次化という声もありますし、地産地消もあります。それを異業種からの声も聞く。お互いに語り合って勉強していくという、そういった広い意味での後継者の育成に努めていきたいと思っております。

産業に特化いたしますと、またこれは補正予算のときにも説明をさせていただきますが、これは2年前のことではありますが、意欲ある農業後継者を私どもの職員として任用をいたしました。冬の間、アルバイトに行くのだということでもございました。アルバイトに行くのだったらどうですかと、私どもの町の農政課で働きませんか。農業政策の実務を経験しませんかということ、その若者に働いてもらいました。期間は、わずか半年間でありました。その若者は、大変勉強になったというお話をしておりました。たしかドイツで行われる世界若者農業サミットに日本の代表として参加することになった若者であります。私は、その若者のよ仁で農政の実務を経験したことは大変勉強になったということで、こういった形での後継者の育成というのをこれからも続けていきたいと考えておまして、後ほど補正予算のときにも副町長のほうから説明があると思っておりますけれども、こういった形で後継者の育成を進めていきたいというふうに考えているところであります。

お金を出せばいいのか、金銭的な支援をすればそれだけでいいのか、決してそうではないというふうに思っております。だからこそ、いろいろな機会を活用して、後継者の方がどんなことを望んでいるのか。制度はしっかりしているけれども、もしかしたらその制度は使いづらいのだ、そういう声もあります。そういった声に耳を傾けて、模索をしながら後継者の育成に努めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君



○7番（大竹 登君） 質問ではありませんけれども、私も石炭産業で従事していた時代がございました。若いころ、その産業が国の産業の米である、誇りを持って仕事をしてほしい、そういうふうに言われました。その仕事に誇りを持ち、そして頑張ることが大事なのだ、そういう時代がございました。簡単に言うと、景気がよかった時代であります。嫁さんがたくさん押しかけてきまして、ベビーブームが生まれる、学校なんかもたくさん、そういう時代がございました。やはりその仕事に誇りを持ち、ふるさとを愛し、定着をしていくと、そういう機運を全体として盛り上げながら、支え合いながら、行政としても一層頑張っていたいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時51分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

○4番（後藤篤人君） 私は、町長に2点の質問をさせていただきたいと思います。

初めに、空き家適正管理の推進についてということで、町民から空き家に対する苦情が寄せられることがあります。建物を調査すると、壁ははがれ、屋根のトタンはさび落ち、風が吹くとどこへ飛んでいくか心配な建物が見受けられます。付近町民にとりましては、不安を感じるのではないかと思います。今後町として空き家の適正管理をどのように推進されるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、適正に管理されていない老朽化の進んだ空き家は、近年当町だけではなく全国的にふえ続け、家屋の倒壊などは周辺住民に及ぼす影響も懸念され、適正管理は急務となっているところであります。このような社会情勢を受けまして、平成27年5月に地域住民の生命、財産の保護、生活環境の保全とあわせ、空き家の活用促進を目的に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところであります。これによりまして、空き家やそのまま放置すれば倒壊などのおそれのあるものを撤去等の行政代執行の対象とすることができる特定空き家として定義づけたほか、市町村によります空家等対策計画の策定や適正管理及び有効活用に関する措置が行えるようになったところであります。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては町内における空き家の状況を把握するために、平成27年度に空き家等実態調査を実施したところであり、町内全域で175戸の家屋を空き家と判定し、そのうち24戸が現状もしくは近い将来、特定空き家の候

補となるものとして取りまとめたところであり、候補であります。今すぐに倒壊のおそれがあるというものではありません。なり得るといところでございます。現在特定空き家の定期的や確認や周辺住民からの情報によりまして、損傷が進んでいる家屋につきましては、所有者に対しまして適正管理の通知を行っているところでございます。

空き家の適正管理の推進の考え方であり、このたびの特措法によりまして、空き家の管理は所有者または管理者の責務であることや、必要な措置について計画を策定することが市町村の責務として規定されましたことから、町では空き家の効果的かつ効率的な推進のための空き家等対策計画を年度内に策定するよう事務を進めているところであります。計画ができましたら、この計画に基づきまして必要な取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 町長の答弁にありました措置が必要な家屋24軒、正直に言うと私が思っている倍以上の軒数かなというふうに思っております。由仁も入り込み人口40万人とか50万人の時代の中で、やはり町内の入り口、出口にあるようなところの建物の管理というのは、町全体として考えていかないと、せっかく由仁に来ていただける方が入り口につぶれたような家があると印象としては非常に悪いのかなという気はしております。

私は、民間の建物もそうなのですが、ちょっと気になっていたのが由仁の旧小学校の体育館、これが正直言いますと屋根に大きな穴があるといった中で、皆さんご存じかと思うのですが、建物は人間が使わなくなると急速に傷みが進むという場合があります。これは、やっぱり町の施設として予算が相当伴ってくるものですから、早急というわけにはいかないとは十分理解しているつもりではいるのですが、その辺をやっぱり町全体として頭の中に入れて、今後計画的に考えていかなければならないのかなという気がしております。今回の質問の趣旨が今の町の入り口の建物の件と、やっぱり町、官でそういうことがちょっとまずいのかなという気はしておりますので、その辺について町長のほうから再度答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） たしか道道札幌夕張線沿いの倒壊した家屋のことであろうと思います。先ほども申し上げましたが、そういった住宅の撤去、除却につきましては、法律の有無にかかわらず、あくまでも所有者の責任であります。しかしながら、所有者が解体して除却するとなると、今相当な費用がかかるわけですが、恐らくその費用を捻出することができないことから、放置されているのでございます。

先ほど対策計画を策定して進めていくということをお申し上げしましたが、実はこの計画を策定いたしますと、行政代執行が簡単な事務によりまして執行することができるという、そういった措置が可能になるところであります。ところが、行政代執行、既に計画を策定して取り組んでいる自治体がございます。北海道では3つの自治体ほどがもう既に取り組んでいるところであります。行政代執行ですので、自治体が取り壊しをいたしまして、か

かった費用を所有者に請求して、所有者に支払っていただくというものでありますが、3自治体、いずれもかかった費用を所有者に請求をしておりますが、いずれも未払いという状況となっています。これは、代執行で取り壊すことができても、なかなか要した費用は回収できないというのが今大きな問題として取り扱われているところでございます。もし仮にうちの町でその代執行を実施した際に、果たして債権が回収できるかということ、これまた大変難しいのではないかと。そのお金があれば、所有者はおそらく除却してくれるはずであると私は考えております。ちなみに、そこに要した費用は地方交付税で補填されるという、制度的にはなっているわけではありますが、これ単位費用ではありませんので、俗に言う、入っているとされているけれども、入っているか入っていないかはわからないという措置でありますので、いろいろな自治体が二の足を踏んでいるところではないかと。

あるいは、自治体の名称忘れましたが、もう自治体で処分をすると。処分をするけれども、残った土地については町に帰属すると、町に寄附していただきますよということを前提にして取り組んでいる自治体もあるというふうに向っております。しかし、これもかかった費用と取得した土地の、いわゆる資産価値と費用の問題が懸念されている。これまた決して逆ざやになっても、果たして町民の合意が得られるのかなということで、いずれにしても大変難しいのではないかとということになっております。したがって、私どもは今計画を策定いたしますが、策定をしながらも、今計画で可能となる措置以外に、これは北海道だけに限らず、全国のいろいろな自治体のこの空き家に関する取り組みの事例をもっといろいろ調べて、由仁にとってどういう方法がいいのかというのを検討していかなければならないと考えているところであります。

ちなみに、私どもの町、平成27年で所有者に対して倒壊のおそれがある、近隣住民が迷惑しているということで通知をしたものにつきましては、27年で6軒、28年で8軒、29年で8軒でございます。いずれもことし、あるいは昨年は年に1回ではなくて、年に複数回所有者のほうに通知をしております。余りにもひどい住宅所有者に対しましては、職員が直接お伺いをして除却をお願いしているところでございます。したがって、そのうち2軒が所有者のところに出向きまして、除却をしていただいたという実績になっているところでございます。効果的な対策とは言えませんが、根気強く要請をしていくしか今のところは方法がないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、旧由仁小学校の体育館でございますが、これはもうあの体育館使わなくなっただけから、すぐ体育館の上に大きな穴があいたということで、私も把握をしているところでございます。しかしながら、今あの体育館は使ってはおりません。使用しておりません。用に供しておりません。今公募という形で体育館も新たな利用者を求めている段階でございます。その中ではあのように傷んだ建物であっても現状引き渡しという状況になっておりますので、これは町民の方に今も利用していただいているという施設であれば、すぐに直していかなければならないのでありますが、現在は利用していないということで、屋根の改修、これはあの部分だけ直すというのはなかなか難しいというふうに考えておりますので、改修をする予定は今のところはないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 先ほども言いましたけれども、空き家の対策、非常に中身的には難しくお金のことも含めて考えていかなければならないというふうに私も考えておりますし、今町のほうで通知したおかげで何軒かの家は持ち主の方が対応してくれたというのも聞いているのですけれども、そういう事例がありますというお話を聞きまして、引き続き町としてはこういう対応をしていただければなというふうに思って、今回の質問は終わりたいと思います。

次の質問に入ります。桜の会が行う環境整備について、私は町内各種団体がボランティア活動で行っている環境整備活動に対し敬意を表し、ありがたく思っているところであります。

さて、本年2月の町政懇談会において桜の植樹についての質問の中で、町長は桜の植樹はジャガイモシストセンチュウの問題もあり、住民との協議が必要と答弁されておりました。町民の中には協議をしてまで桜の植樹をしなければならぬのかと、こういうふうにおっしゃっている方もおられます。私は、桜の会等が行う環境整備は必要不可欠な活動であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 桜の会が行う環境整備について後藤議員のご質問にお答えをいたします。

由仁町を日本一の桜の町に、この呼びかけに多くの町民が賛同し、平成22年4月、桜の会が発足し、第1回目の植樹祭が行われて以来、8年目を迎えているところであります。桜の会の植樹活動が町内に定着してきたなど感じているところであります。

桜の苗木の植樹場所につきましては、桜の会から由仁町の体験農園に植樹をしたいとの申し出を受け、町、体験農園の指定管理事業者、桜の会の3者で協議をいたしまして、体験農園のいわゆる貸し農園部分につきましては農園を借りている利用者からの苦情の可能性のあることから、貸し農園部分を避けて植樹を実施しているところであります。

その後、由仁川沿いの管理道路、河川改修が終了いたしました由仁川の管理道路や道道札幌夕張線沿いへの植樹が検討されましたが、管理が難しいことから、断念したと伺っているところであります。

このような経験から、町の主要観光施設、ゆにガーデンへのアクセス道路となっております町道薫りの丘線沿いに植樹することとなり、現在薫りの丘線全長約2キロメートル、左右4キロメートルのうち約1.8キロメートルに140本の桜が植樹されているところであります。道路管理者と協議をいたしまして、病虫害の発生が懸念されることから、植樹場所に隣接する土地所有者の承諾を得ることや桜の木の維持管理は防除を含め桜の会が行うことを条件に、さらに除雪作業による影響を受けない道路用地の一番外側ののり頭、専門用語ではのり頭というところがございますが、のり頭に植樹することとした維持管理協定を結び、植樹が行われたところでございます。

いずれにいたしましても、桜の会の取り組みは今後の由仁町のまちづくりにとっても極めて重要な活動でございます。今後とも末永くその活動が継続されることを期待をしているところであります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○4番（後藤篤人君） 私心配するのは、ジャガイモシストセンチュウの関係の点について、桜の木特有の問題だというふうに、町長の答弁の中ではそういうふうにおっしゃられて、これが結構町民の方のインパクトが強かったというふうに私も捉えておりますし、ただ先ほど町長言われた由仁川沿い、何かあったときにそこに植樹をしたいと申し込んだときに、町長のほうからそういうふうに言われていますよという話も出ておまして、桜の会のほかの団体等も今話の中ではそういう話もちょっと出ているという中で、実際桜の会、これについては土地所有者というのは274の橋から上については土現の管理というふうに私聞いておまして、274の下、由仁川の下は開発局と私は理解しているのですが、その開発と土現の許可を得れば、結局はそういう希望があれば町としてはそういう話が出るのか出ないのか、その辺をちょっと聞いておかないと、町民の方、結構やっぱり広報なんかで町長のシストセンチュウの話、特に町長先ほど言われたように町としては基幹産業が農業の中で木植えたおかげでシストセンチュウが町に入ってきましたということになると取り返しのつかない問題ということで、その辺について町長の再度の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、私の言葉足らずだと思いますが、桜の木につきましてはたしかことし町政懇談会にこの質問が出されまして、そのときに私そのようにお答えをしたところでございます。種子バレイショの作付要綱の中には桜の木はだめだということは、そういった規定はないわけでありまして。しかし、ご家庭でバラの木を植えられている方はご存じかと思いますが、桜の木というのはバラ科の植物でございますので、おおよそバラにつく虫は桜にも同じように全部つくということであります。桜は、非常に虫のつきやすい木であるということをもっと前提に思っていたきたいと思います。

由仁町桜の会がこの運動を展開する前に、春になりますと由仁町でも桜の木を見ることが出来るわけでありまして。どうですか、皆さん。ごらんになって、6,000ヘクタールの由仁町の広大な農地の中で、いわゆる平野部に桜の木があるのかと。私は、専門家ではありませんが、かつて道道北長沼由仁停車場線に街路樹を植えるときに、同じように桜の木を植えようかという声が上がったときに、林業振興事務所だったと思います、その専門家の方から聞いたお話によりますと、恐らく由仁町においてもこれだけ基盤が整備される前、まだ農地の平野部に桜の木は、北海道ですからエゾヤマザクラの木はたくさんあったはずだと。それを、1つは農地の基盤整備、もう一つは桜の木が非常に病気がつきやすいと、農業者にとっては敬遠される木であること、もう一つは桜の木は風に弱いそうでありまして。ですから、風の強いところには桜の木は定着しないということを専門家は話し

ておりました。防風網まで張って農作物を守る、由仁町の平野部に桜の木が果たして定着するののかといった、そういったこともまずは考えていかないとだめなのではないかなというふうに思っております。このような桜の木の特性があるから、やはり今由仁町内では桜の木は馬追丘陵、それから神社の山ですか、ああいったところにエゾヤマザクラが点在しているのではないかなと思っているところであります。

日本人の心といいますか、精神のよりどころのように、大変重要な桜の木であります、管理はそんなに難しくないそうではありますが、やはり病気が非常につきやすいということでもありますから、やはり由仁川沿いにこれを植えていって、桜の会が管理をするといっても、これは沿線の農地を所有する方と協議をしていただかなければ、これは植えていくことは大変難しいのではないかと。薫りの丘線につきましても、延長2キロのところの1.8キロメートルしか植えていない。200メートルは、桜の木を植えてもらったら困るということで植樹していないわけです。

(「左右で4キロ……」の声あり)

○町長(松村 諭君) 失礼いたしました。左右4キロのうち1.8キロメートルしか植えていないのです。農業者の同意をもらえなかったのであります。そういった桜の木のいわゆる特性というのでしょうか、性質というか、そういったものを考えて、やはりきちんと協議をした上でなければ、意欲があるから、我々できちんと管理するからといっても、これは隣接する所有者と管理者と、そして桜の木を植える側の桜の会ときちんと協議をして植樹をしなければ問題が起きるのではないかと思っております。町としては、桜の会は私は大変すばらしい活動だなと思っておりますので、もし植えるのであればそういった協議をする必要のない町有地で活用する見込みのない、農作物に影響のない土地があれば、これは桜の会の活動に提供したいと考えているところであります。

○議長(熊林和男君) 後藤君

○4番(後藤篤人君) 私も今の町長のあれに対して特段反論する材料は持っていませんし、やはり木を植えるに際して、桜ばかりが植樹ではないということで、町政懇談会ときのあの答弁については強烈過ぎたのかなという気しておりますので、ああいう説明があるときには、もうちょっと今言ったような雰囲気も含めて説明していただきたいという希望をしまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(熊林和男君) 町長

○町長(松村 諭君) 町政懇談会ときの私の答弁に対してのご指摘でございますが、真摯に受けとめたいと思います。

これは、もう言った言わない論争になってしまいますので、果たしてこの場で言っているのかどうかかわからないのですが、あの町政懇談会ときに質問者から、桜の木の植樹については、あれは薫りの丘線の歩道の植栽ますに今も植わさっているナナカマドを撤去し

て桜の木を植えていいかということだったのです。これは、広報のほうにもテープ起こしをしてはっきりと書いてありますよね。植栽ますに植えたらどうかということでありましたので、私の答えがきつ過ぎたのかもしれませんが、植栽ますということでありましたので、このことだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号ないし日程第8 認定第3号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 平成28年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について及び日程第8、認定第3号 平成28年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定いたしました。

日程第6、認定第1号、日程第7、認定第2号及び日程第8、認定第3号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 平成28年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度国民健康保険由仁町立病院事業会計収入支出決算の認定について、認定第3号 平成28年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号及び認定第3号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補充説明があれば、発言願います。

平中代表監査委員

○代表監査委員（平中利昌君） 特にありません。

○議長（熊林和男君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号、認定第2号及び認定第3号の取り扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することとしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

事務局長

○事務局長（菊地和夫君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、羽賀直文議員、2番、早坂寿博議員、3番、加藤重夫議員、4番、後藤篤人議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、大竹登議員、



9番、吉田弘幸議員。  
以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時36分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に加藤君、副委員長に佐藤君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号、認定第2号及び認定第3号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出ではふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び学校給食調理業務委託料など、歳入では繰越金及びふるさと寄附金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 平成29年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では平成28年度療養給付費負担金返還金、歳入では繰越金及

び財政調整基金繰入金の計上であります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（山影寿幸君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 平成29年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第3号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出では医師住宅の改修に係る費用、収入ではその財源として一般会計負担金を計上するものであります。

内容につきましては、病院事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 病院事務長

○町立病院事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 平成29年度国民健康保険由仁町立病院事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第4号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正

予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では公共ますの設置に伴う工事費の増額、歳入では繰越金の増額及びこれらに伴う一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（伊藤一廣君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 平成29年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第5号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では平成28年度の介護給付費及び地域支援事業に係る国・道に対する返還金など、歳入では繰越金などの計上が主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 平成29年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月9日から9月13日までを休会とし、9月14日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会といたしたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡いたします。

9月14日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時13分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊林 和男

7 番議員                大竹 登

8 番議員                井村 勇夫